

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 10 月 27 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

1 監査の実施期間

令和 7 年 9 月 3 日(水)から令和 7 年 10 月 27 日(月)まで

2 監査の対象部課等

こども未来部(こども政策課、こども家庭課、保育課)

3 監査の対象及び範囲

こども未来部(こども政策課、こども家庭課、保育課)の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 7 年 6 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮され、かつ合規的に行われているか。
- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。

- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

## 6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 9 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

## 検討改善事項

### こども政策課

#### 1 市の設計単価の情報漏えいについて(局長指摘事項)

市が作成する契約書に綴じる設計書は、設計金額及び設計単価を削除した設計書を使用することとされているが、「飯塚市子ども計画策定支援業務委託」の契約書に綴じた設計書に、直接人件費の設計単価が残ったままとなっていた。

設計金額等は、非公開情報であるため、今後は適切に事務を行うこと。

### こども家庭課

#### 1 契約事務について(局長指摘事項)

##### (1) 委託の発注について

業務委託契約事務取扱要領【設計金額 50 万円超】(令和 7 年 5 月以降は 100 万円超)及び【設計金額 50 万円以下】(令和 7 年 5 月以降は 100 万円以下)によれば、50 万円超の委託を行う場合は契約課の入札案件、50 万円以下の委託を行う場合は担当課において業者決定を行うこととされている。

50 万円以下の下記 2 件の委託を担当課において発注していたが、これらの委託は、それぞれ異なる名称は付されているものの、位置図における履行場所は隣接しており、2 件とも見積徴収日、見積徴取業者、履行期間の始期が同一であった。

このように、2 件の委託を同時に発注するのであれば、1 件の委託として契約課での入札案件が可能であったと思料される。

入札は公平性、透明性、経済性が高い契約制度で公共工事や公共品調達の基本となる制度であり、今後は、予算や期間等を勘案し、計画的に適切な発注を行うこと。

##### ① つどいの広場いづくか鋤取り・伐採・カズラ処理業務委託

見積徴取日：令和 6 年 6 月 10 日

履行期間：令和 6 年 6 月 11 日～7 月 12 日

請負代金額：495,000 円

##### ② つどいの広場いづくか駐車場敷樹木伐採業務委託

見積徴取日：令和 6 年 6 月 10 日

履行期間：令和 6 年 6 月 11 日～8 月 31 日

請負代金額：495,000 円

## (2) 契約書の確認について

産後ケア事業委託契約について、履行場所は仕様書のとおり「福岡県地内」であるが、契約書第3条に「業務の履行場所は飯塚市、嘉麻市地内とする。」と誤って記載していた。

履行場所は契約書の基本的事項であり、重要な内容であることから、管理監督者は、契約書の確認を行うよう指導すること。

## (3) プロポーザル参加資格の確認について

飯塚市こどもの権利擁護啓発事業業務委託に関するプロポーザル実施要領の参加資格要件に暴力団関係者でない旨が規定されている。

しかしながら、関係機関に照会を行ったものの、回答を確認しないうちに、プロポーザルへの参加資格を承認していた。

今後は、同要領を遵守し、適切な事務処理を行うこと。

## 2 児童扶養手当返納金の債権管理について(局長指摘事項)

飯塚市児童扶養手当返納金は、児童扶養手当法に基づく過誤払等に係る債権であり、非強制徴収公債権である。

飯塚市児童扶養手当返納金の債権管理については、飯塚市児童扶養手当返納金債権管理要綱(以下「要綱」という。)に基づいて管理するものであるが、次のような事務処理が行われていた。

### (1) 督促について

要綱第6条第1項においては、「指定納期限まで納入がない場合、(略)直接債務者に対し督促を行うものとする」、同条第2項では「督促は、督促状の発行及び電話等による口頭督促の方法により督促を行うものである。」と規定されている。

しかしながら、指定納期限までに納入していない債務者に対し、督促を行っていなかった。

今後は、要綱に基づき、適正な督促を行うこと。

### (2) 分割納付について

要綱第7条において「債務者から返納金の一括払いにより返済が困難なため分割納付(以下「分納」という。)の申出があった場合は、履行延期申請書及び分割納入計画書を提出させ、審査を行い、分納を承認する」旨が規定されている。

しかしながら、分納を承認された債務について、納入が滞ったまま分納の期

間が経過し、かつ、分納の承認が更新されていないにもかかわらず、分納の納入通知書を発行しているものが見受けられた。

今後は、納入が滞ったまま、分納の期間が経過しないよう、適正な事務処理を行うこと。

### (3) 消滅時効の管理について

児童扶養手当返納金の消滅時効は、債務者が分割納入計画を添付して履行延期を申請し、承認されることによって更新されている。

分納を承認された場合、分割された債務の消滅時効は、それぞれの分納期限の翌日を起算日として進行する。

要綱第5条に規定する「児童扶養手当債権差引簿」を作成しているが、各分納期限の記載欄がなく、また、納入された金額がどの期に充当されたものか確認することができないものであった。分納期限ごとの消滅時効を管理するためには十分なものとはいえない。

適正な時効管理のため、同差引簿に「納入された金銭が充当された分納期別」「分納期限」を加えるよう改善すること。

### (4) 不納欠損処理について

児童扶養手当返納金の時効については、地方自治法第236条の規定が適用され、「消滅時効期間は5年、債務者の時効援用は時効の中断を除き不要である」とされている。

時効によって消滅した債権の不納欠損処理を行っているが、分納を承認された債権のうち、消滅時効の起算日となる分納期限の翌日から5年を経過していない債権について不納欠損処理を行っているものが見受けられた。

今後は、消滅時効の起算日を確認し、適正な不納欠損処理を行うこと。

## 3 飯塚市子どもの居場所づくり支援事業費補助金の交付について(局長指摘事項)

飯塚市子どもの居場所づくり支援事業費補助金の交付については、飯塚市子どもの居場所づくり支援事業費補助金交付要綱(令和4年飯塚市告示第216号。以下「要綱」という。)に基づいて交付されるものであるが、次のような事務処理が行われていた。

### (1) 飯塚市子どもの居場所づくり事業費補助金交付申請書(様式第1号)について

要綱第6条において、飯塚市子どもの居場所づくり事業費補助金交付申請書(様式第1号)を規定しているが、現在使用している様式は、同要綱に規定されている様式から変更されていた。

要綱に規定している様式に変更が生じるときは、要綱改正を行うこと。

## (2) 添付書類の確認について

要綱第5条第3項において「民間団体等から助成金、寄付金その他の収入(以下「その他助成金等」という。)がある場合、補助対象経費の額は当該その他助成金等の額を減じて得た額とする。」と規定している。

また、飯塚市子どもの居場所づくり事業費補助金実績報告書に添付する収支決算書(様式第6号)に、その他の助成金等、利用者負担金、自己資金等の収入を記載し、支出合計額から減じた額を補助対象経費の額としている。

飯塚市子どもの居場所づくり事業費補助金交付申請書に添付された事業計画書(様式第2号)において、利用者負担金の欄に金額を記載しているものの、提出された収支決算書に利用者負担金の金額を記載していない際、収入の有無を確認しないまま、補助金交付決定を行っているものが見受けられた。

今後は交付審査時の確認を徹底すること。

## (3) 暴力団の照会について

要綱第3条第7号において、暴力団関係者に該当するときは、補助金の交付の対象とならない旨が規定されている。

暴力団関係者でないことを遵守する誓約書の提出を受けていたものの、関係機関に対し照会を行っていなかった。

今後は要綱を遵守し、交付決定を行うこと。

## 4 飯塚市子育て短期支援事業の利用者負担金の納期限について(局長指摘事項)

飯塚市子育て短期支援事業実施要綱(平成20年飯塚市告示第120号)第9条によれば、「利用者は、事業の実施に要する費用の一部として、別表に定めるところにより算定した額を利用した月の翌月の末日までに市に支払わなければならない。」と規定されている。

しかしながら、利用者負担金について、利用した月の翌月の末日以降の納期限を記載した納入通知書を発行していた。

今後は、同告示に基づく納期限を記載すること。

## 5 文書管理について(局長指摘事項)

### (1) 文書の情報公開区分について

飯塚市文書管理規程(平成24年飯塚市訓令第4号)第21条第2項第2号によれば、「收受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設

けた上に、次の掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同号イによれば、「供覧・決裁欄 所管課及び係の名称に関する事項、文書分類及び保存期間に関する事項、情報公開区分に関する事項、回覧の種別(供覧又は決裁の別)及び決裁欄の設定(合議欄を含む。)」と規定されているが、情報公開区分の記入がされていない文書が見受けられた。

また、飯塚市情報公開条例第 8 条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第 1 号は個人に関する情報、同条第 2 号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、生年月日及び個人の経歴及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由「第 8 条第 1 号」及び「第 8 条第 2 号」が記載されていないものが見受けられた。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。

## (2) 決裁文書の取扱いについて

飯塚市文書管理規程(平成 24 年飯塚市訓令第 4 号)第 33 条に「決裁文書は、起案者において速やかに決裁年月日を記入する」と規定されているが、決裁日が記入されていないものが見受けられた。

今後は、同訓令に基づき適切な事務処理を行うこと。

## 保育課

### 1 補助金の交付事務について(局長指摘事項)

保育課では、保育施設や保護者に対し、様々な補助金・助成金・給付金等を交付しており、それぞれ定められた交付要綱に基づき交付事務を行っている。

今回の定期監査で申請書等の確認を行ったところ、下記のとおり不適切な事務処理が見受けられた。

#### (1) 飯塚市保育体制強化事業補助金について

飯塚市保育体制強化事業補助金交付要綱(平成 29 年飯塚市告示第 216 号)第 3 条第 5 項によれば、対象事業の 1 つとして「児童の園外活動時の見守り等」が規定され、同要綱第 5 条において「その業務を行う保育支援者は、市長が認めた交通安全に関する講習会等を終了した者に限る。」旨の規定がされている。

また、交付申請に際しても、実績報告時に受講証明書等の提出を求める旨を通知しているが、実績報告時に受講の有無の確認を行わず、額を確定し補助金

の交付を行っていた。

これは園児の安全確保に係る重要な要件であることから、講習会等の情報を施設に周知するとともに、今後は、同告示を遵守し適正な補助金交付事務を行うこと。

## (2) 施設等利用給付の認定について

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の5の規定に基づく施設等利用給付申請に係る認定について、認定申請を月ごとに取りまとめ、毎月認定手続きを行っている。

しかしながら、決裁を受けた後に提出された申請分を、改めて決裁を経ることなく、先に決裁を受けた名簿に追加し認定通知を交付している事例が複数月で見受けられた。

認定通知は行政処分であり、審査請求の対象ともなる重要な手続きである。決裁の必要性を十分認識するとともに、今後は提出時期の遅れに対応出来るよう決裁方法等の見直しを含め、適切な事務処理を行うこと。

## (3) 飯塚市多子世帯認可外保育施設等利用料助成金について

認可外保育施設等を利用する保護者に対する第2子以降の保育料無償化による助成については、認定保護者から提出された請求書に基づき、3か月ごとに償還払いを行っている。

今回、請求書について確認を行ったところ、請求金額の誤りにより請求書を差替える事例が複数見受けられたが、差替え後の請求書において、子の生年月日や口座番号等、請求金額以外の項目に変更が生じ、誤っている事例が確認された。

また、一部の請求書において、記載事項に鉛筆が使用されているものが見受けられた。鉛筆は容易に消去・改ざんが可能であり、証拠書類としての信頼性を欠くものである。

請求書は助成金支出の根拠となる重要な書類であることから、今後は、請求書受領時に記載内容の確認を徹底するとともに、保護者へ周知を行うなど再発防止対策を講じ適切な事務処理を行うこと。

## (4) 飯塚市保育補助者雇用強化学業費補助金交付要綱について

飯塚市保育補助者雇用強化学業費補助金交付要綱(令和4年飯塚市告示第137号)第4条で、本事業により雇い上げる保育補助者の要件のひとつとして「保育士資格を有していない者であること。」との規定がされている。

しかしながら、国の補助制度の改正により、令和6年度から保育士資格を有

する者も補助対象となったことに伴い、市においても交付要綱を改正する必要があったが、要綱の改正を行わないまま、新たな対象者にに基づき補助金の交付を行っていた。補助金の交付は市の要綱を根拠とし行うものであり、要綱と異なる運用は事務の適正性を損なうおそれがある。

早急に要綱を改正するとともに、今後は制度改正に応じた要綱整備を徹底し、適正な事務執行を行うこと。

なお、他の交付事務においても、明細書の人数に相違があるもの、添付書類の数値と整合していないにもかかわらず差替えられていないもの、担当者が作成した確認書に記載誤りがあるものなど、不適切な事務処理が見受けられた。

本来、申請書等における申請内容や請求金額の修正については申請者自らが行うものであり、職員がその作成や修正を行うことは、事務の適正性及び責任の所在を不明確にし、誤記や計算誤りの発生、更には請求書の改ざん等により不正な支出や横領事案に繋がりがねないおそれがある。

今後は、申請内容等の確認を厳格に行うとともに、管理監督者においては、当該事務処理の改善に向けた指導を徹底すること。

## 2 保育料(強制徴収公債権)の債権管理について(局長指摘事項)

保育料は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第7項により、「当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。」と規定されている強制徴収可能な公債権である。

しかしながら、令和6年度に不納欠損処理された事案の中に、納付義務者死亡後、平成30年度時点の交渉、調査で、遺族の生活困窮の状況を把握していたにも関わらず、地方税法(昭和25年法律第226号)第15条の7に基づく、滞納処分の停止の手続きを行わないまま不納欠損処理を行ったもの、また令和元年度に行った国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条に基づく財産調査で、納付義務者が十分な資力を有し滞納処分により全額回収できることを確認しているにも関わらず、滞納処分を行わず時効完成を迎え、不納欠損に至った事案が確認された。

今後は、効果的な文書催告及び、厳正な滞納処分を行い、更なる徴収率の向上に努め、安定した保育事業の実施と、保育サービス利用者の公平性の確保に努めること。

### 3 草刈り業務委託発注時の安全確保について(局長指摘事項)

「各保育所・こども園除草業務委託」は、市内5ヶ所の保育所等施設の草刈りを、公益社団法人に委託したものであるが、受注者が刈払い機を使用しているときに、石が飛び、こども園の園舎裏側入口のガラスを損壊させるという事故が起きていた。

担当者に確認したところ、業務履行中の安全確保策については、受注者に口頭で指示していたものの、業務履行中の安全確保策を仕様書に記載していないことが確認された。

今後は、児童をはじめ、市民や施設等に損害を与えることがないように、草刈り業務を発注する際には、業務を休日に実施する等の効果的な安全確保策を検討の上、適切な事務処理を行うこと。